

消防団長に吉澤さん 消防団が新体制に



新消防団長
吉澤充雄さん

消防団長就任あいさつ

平素より、町民の皆様には消防団活動に対し、ご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、昨年は災害が少ないといわれている群馬県でも多くの災害が発生し、尊い命を奪っていきます。幸いにも吉岡町は大きな災害がなく、火災も建物火災は0件でした。これも町民皆様の防災に対する意識の高さの賜物と思ております。

我々、消防団も突然の災害を警戒し、各種訓練を実施し、町や消防署と連携を強化し、消防団員一致団結して安全な地域づくりに貢献したいと思つております。

皆様のご支援と、ご協力をお願い申し上げて、就任挨拶とさせて頂きます。



前消防団長
齋木健志さん

消防団長退任あいさつ

在任中は、町長はじめ議会、自治会、消防署、各団員の皆様にご支援を頂き、団長という重責を全うできたことに心より感謝申し上げます。

さて、団長就任以来、私は一貫して町民の生命財産と団員の命を守ることを命題として、団員の技術向上と町との連携を図るため、総合防災訓練をはじめ、さまざまな訓練を積極的に行つてきました。

昨今、吉岡町は急速に発展しておりますが、災害もまた多様に変化しております。災害は無くせずとも、消防団の力で最小限に食い止めることはできるはずです。

今後も町の発展とともに消防団の躍進を期待し、退任の挨拶とさせていただきます。



新副団長就任



大島浩二さん

大島浩二さんが新たに消防団副団長に就任しました。

先任副団長の岩田茂己さんとともに、ご活躍を期待しています。

教育長職務代理者が変わりました 教育長職務代理者に大沢さん

教育長職務代理者の小林静

弥さんが4月16日に退職となりました。これに伴い、4月17日付で大沢知子さんが選任されました。



大沢知子さん

▼問い合わせ先
教育委員会事務局 学校教育室
☎ 26・2286（直通）

公平委員に森田さん 3期目となります



公平委員に森田さん

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査や不利益処分に関する審査請求に対する手続きおよび審査などを職務とする行政委員会です。

3月定例会で議会の同意を得て、森田裕博さんが5月2日付で町長から選任されました。

高柳廣好さん、鳥越和代さんと3人の委員で構成されます。



森田さん(中央)
高柳さん(左)・鳥越さん(右)

▼問い合わせ先

総務政策課 政策室
☎ 26・2241（直通）

投票所入場券について

6月下旬から世帯ごとに順次発送する予定です。投票所に持参してください。

入場券を紛失した場合は、本人確認書類(運転免許証など)を持参してください。

投票所で再発行ができます。

※参議院議員選挙については、詳細が分かり次第町ホームページなどでお知らせします。

▶問い合わせ先 吉岡町選挙管理委員会 ☎26-2240(直通)

町政ニュース



6歳未満の乳幼児の着用は義務です。

チャイルドシートの購入を補助します

交通事故から子どもを守るために、チャイルドシートの購入を補助しています。

※補助を受けられる台数は**幼児1人に対し1台**で、申請できる回数は1回限りです。

対象

6歳未満の幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシート(中古品を除く。)を購入し、次の要件を満たす人

- 購入日に幼児が6歳未満であること
- 申請日に幼児と親権者が町に住民登録があること
- 町税を滞納していないこと

補助金額

チャイルドシート購入価格の2分の1(千円未満切り捨て)で、上限8,000円

申請に必要なもの

- 幼児用補助装置購入補助金交付申請書兼実績報告書
- 領収書またはレシート(購入日と購入額が記載されているもの)
- チャイルドシート付属の品質保証書または取扱説明書
- 認印(スタンプ印不可)
- 通帳(振込先がわかるもの)

申請期間

購入日から1年以内

問い合わせ先

町民生活課 生活環境室
☎26-2243(直通)



現況届の提出は6月28日(金)までに

児童手当を受けている人へ



まちの鳥

児童手当・特例給付を受けている人は、毎年6月に現況届を提出する必要があります。現況届とは、毎年6月1日における状況を審査し、引き続き手当を受ける要件を満たすかどうか確認するためのものです。**提出がない場合、6月以降の手当の支給が差し止められます。**ご注意ください。

対象者には書類を送付しました。提出する書類を確認のうえ、郵送または持参してください。

▼提出する書類
□児童手当・特例給付現況届
(押印を忘れずに)
□受給者の健康保険証の写し
※児童の健康保険証は不可。
※町の国民健康保険加入者は必要ありません。

※保険証により年金加入証明が必要な場合があります。
※その他、必要に応じて提出する書類があります。

なお、令和元年度の支給対象期間は**9月末日**までです。
詳しく述べてください。

幼稚園教育の一層の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園の授業料などの減免(就園奨励費の支給)を行っています。
就園奨励費は、各私立幼稚園を通じて支給します。在園する私立幼稚園へ申請してください。

▼対象(すべて該当する人)
●町に住民登録がある人
●私立幼稚園に通う満3~5歳児の保護者
※所得状況により、対象にならない場合もあります。
※私立幼稚園のうち、子どもも子育て支援新制度に移行した園は除きます。

▼問い合わせ先
教育委員会事務局 学校教育室
☎26-2286(直通)

幼稚園就園奨励費の支給

幼稚園児の保護者へ



まちの木

群馬県 知事選挙

投票日

7月21日(日)

7:00~20:00(告示日:7月4日(木))

期日前・不在者投票日

7月5日(金)~7月20日(土) 8:30~20:00
コミュニティセンター和室(1階)

投票できる人(満18歳以上)

平成13年7月22日以前に生まれた人で、平成31年4月3日までに吉岡町に転入手続きをし、引き続き吉岡町の住民基本台帳に登録されている人。

※県の選挙権を有する人が県内の他市町村に転出した場合は、転出した日によって投票場所が異なります。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

水道検針業務にご協力ください



メータ器周辺をきれいに

水道メータは水道料金の算出だけではなく、漏水の発見にも役立っています。**毎月14日から1週間程度**(土・日曜日を含む)は水道メータの検針期間です。検針しやすい状態の維持にご協力ください。

※検針期間は天候などによりずされることがあります。

●周辺の草や木を除去する。
※夏場は草が繁茂し、検針の妨げになる場合があります。
●メータボックスの上に自動車や物を置かない。

●

出入り口やメータボックス付近に犬をつながない。

▼問い合わせ先
上下水道課 上水道室
☎ 54-1118(直通)

工事開始前に業者へご相談ください



家庭用浄化槽設置補助金の交付
汚泥などを抜きとる作業で

町では、家庭用浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する人に、浄化槽設置補助金を交付しています。単独処理浄化槽かくみ取り槽を合併処理浄化槽へ切り替える場合、町の補助金に加えて、県の浄化槽工コ補助金も受けられます。補助金の申請期限は、いずれも**12月25日(水)まで**です。

通常、工事業者が申請書類などを揃えて町へ提出します。必ず工事を始める前に工事業者へ相談してください。

12月25日(水)までです。

▼問い合わせ先
上下水道課 下水道室
☎ 26-2284(直通)

浄化槽の維持管理を忘れずに



保守点検・清掃・法定検査など

浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃・法定検査に分かれ、浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務付けられています。

●

機械の点検・補修や消毒剤の補給などです。家庭用の小型浄化槽では4カ月に1回以上の実施が義務付けられています。

▼受けた登録業者に委託してください。
有(前橋環境管理センター)
有北群馬衛生社
☎ 54-2768

▼問い合わせ先
上下水道課 下水道室
☎ 26-2284(直通)

●

清掃
有(渋川衛生社)
有(関東清掃社)
有(北群馬衛生社)
☎ 22-0923
☎ 22-0294
☎ 54-2768

●

清掃
群馬県環境検査事業団
☎ 027-219-2020

●

法定検査について
群馬県環境�査事業団
☎ 027-280-5222

●

法定検査
水質に関する調査
（5ヵ月の間と（7条検査）、その後は毎年1回検査（11条検査））を受けることが義務付けられています。検査は群馬

町では、家庭用浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する人に、浄化槽設置補助金を交付しています。単独処理浄化槽かくみ取り槽を合併処理浄化槽へ切り替える場合、町の補助金に加えて、県の浄化槽工コ補助金も受けられます。補助金の申請期限は、いずれも**12月25日(水)まで**です。

通常、工事業者が申請書類などを揃えて町へ提出します。必ず工事を始める前に工事業者へ相談してください。

12月25日(水)までです。

▼問い合わせ先
上下水道課 下水道室
☎ 26-2284(直通)